議題3：交差点（角地）における隅切り用地の確保について

資料3

市名		各市の状況
1	名古屋市	既に整備された交差点における隅切り用地の確保という観点では事業を行っていません。また、隅切り用地の建築制限はありません。
2	豊橋市	交差点の隅切り用地の確保については、豊橋市道路用地寄附要綱にて隅切り用地の確保及び隅切りの要件を規定し寄附を受けていますが、お願いのレベルで隅切りの確保を行っています。 しかしながら現実は、市街化調整区域は隅切りの確保は出来るものの、市街化区域等住宅密集地域に置いては、規定の隅切り確保が難しく、すこしでも確保を出来れば良いとしています。 また、隅切りの買収、助成金や補助金の交付の制度は現状なく、今後狭あい道路の解消に向けた取り組みの中で隅切りの確保も含め補助の方法を考えて行きたいと考えています。
3	岡崎市	当市では、「岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」及び「岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例施行規則」の規定に基づき、すみ切り用地を市に寄附し、所有権移転の手続きが完了した場合に、規則で定める額の奨励金を交付してすみ切り用地の確保に取り組んでいる。
4	一宮市	当市では、隅切り用地を単独買収又は寄附行為によって取得しているところです。単独買収では、地元町会長の要望を受け、土地所有者の承諾書を得てから用地取得を行っているところです。しかし、建築物など、多額の移転補償をしてまでは行っていません。単独買収及び寄附行為に関して、市による補助制度等の優遇制度はありません。
5	瀬戸市	・当市では、隅切部拡幅の地元要望等を受ける中で、基本的には用地買収方式で対応しています。しかし、一部では、状況に応じた寄付に対しても対応をしています。 但し、家屋の工作物などが支障になるケースが多く、狭あい道路の隅切部拡幅については十分に対応しきれないのが現状です。 また、こうした事業を促進するための助成金制度もありません。
6	半田市	半田市では建築行為時に発生する後退用地の売渡または寄附を受ける時に、角地の敷地については、隅切りを付加することをお願いしています。 また、奨励金の交付、助成金や補助金の交付については、実施していません。
7	春日井市	狭あい道路協議の中で寄付または無償使用をお願いしていることが大半を占めていますが、「街づくり支援制度」により、市道の後退用地や隅切部分を買収し整備している箇所もあります。また、「生活道路拡幅整備要綱」により、一定の基準を満たしている私道で、後退用地や隅切部分の寄付をいただければ市が道路整備を行う制度もあります。
8	豊川市	本市におきましても、狭あい道路における後退用地の確保が喫緊の課題となっており、制度化を行うため来年度に向けて検討している状況であります。その検討会では、貴市と同じく後退用地を寄付ですすめたいと考えていますが、隅切り用地に関しては、生活道路における安全性の確保を図る上で必要性や重要性が高いものの地権者への理解が得られにくい状況に対応するため、用地に対する奨励金の交付や支障物件の除去に対する助成金等の交付を考えています。
9	津島市	現在、交差点隅切り部における用地確保の対策は行っていません。 今後、狭あい道路の対策として、建築基準法によるセットバック部や隅切り部を確保できるような取組みについて、検討を始めているところであります。
10	碧南市	「碧南市道路寄附採納要綱」において、道路を寄附する場合、道路の交差する部分に原則、隅切りが必要と規定しております。この隅切りは、原則、両側隅切りとし、隅切長は3メートル以上のものを寄附受理の基準としております。ただし、周囲の状況により3メートルを確保できない場合については、片側隅切りで隅切長4メートル以上であることを寄附受理の条件としております。 また、隅切り用地は、固定資産税評価額の1㎡当たり単価に1．2を乗じて算出した単価で市が買い取りできることができるものと規定しております。
11	刈谷市	道路の新設・拡幅の際には、交差する狭隘道路との隅切を本線の用地買収に合わせて取得し、整備を行っています。また、後退用地の寄附・買収の際にも後退部分と合わせて取得しています。 隅切単独では、地区要望等があり、必要と認められる箇所について買収を行っています。
12	豊田市	議題提案市
13	安城市	地元町内会の要望により必要と判断した箇所について、基本的に隅切り長3．0mの買収で進めています。

市 名		各　市　の　状　況
14	西尾市	西尾市は、隅切り用地に対する奨励や補助制度及び建築時の用地制限などを現在行っておりません。 本市としましても隅切り用地の必要性は十分認識しておりますが、現状では特別な取り組みに至っておりません。 道路改良事業以外で行う隅切り用地の確保は、現に隅切り用地として利用されている個人所有地の一部であっても、将来的な土地利用が未定であるため、用地買収の協力が得られないなど、用地確保が難しい状況でありますので、地元町内会から提出される工事要望のうち、地権者の協力が得られる箇所において用地を買収し、隅切りの整備を実施しております。（維持担当意見） 幹線道路や都市計画道路に接続する市道などは、本線に合わせ隅切り用地を通常の用地補償費で対応し、確保しています。（建設担当意見）
15	蒲郡市	従前は、土地所有者からの申出により道路内民地や隅切り部、屈曲部等の土地の寄附を受けていました。平成２５年度からは、加えてセットバック部も申出があれば寄附を受け付けるようになりました。しかし、本市においても問題になるのは、隅切り部の土地の寄附で、買収も視野に入れて、現在も検討中です。
16	犬山市	犬山市内には隅切り用地がなく、緊急車両が曲がることも出来ないような交差点が多く存在し、用地の確保等今後の道路整備の在り方について、現在検討しているところです。これまでは、市道の道路拡幅事業の中で隅切り用地を買収して確保することが多く、用地の寄付に対する奨励金、支障物件の除却に対する助成金や補助金の交付、隅切り部分の建築制限等は行っておりません。
17	常滑市	後退用地の寄付申請時に、併せて隅切部分についても寄付してもらうようお願いしています。寄付する意向がない場合に、市が積極的に買収することや助成金を出すことはしていません。
18	江南市	改良工事等で隅切りが必要になる場合は、事業費において用地を買収し確保しています。 地元要望による隅切りであれば、原則、地元において地権者の同意を取っていただき、用地買収を行っています。その場合、測量、分筆等は市で行い、買収単価は、江南市の土木支弁規程により固定資産税路線価を採用しています。
19	小牧市	本市では、新設道路または道路改良に伴う交差点整備につきましては、隅切り用地を買収して確保することとしております。なお、現道における隅切り用地ついては、寄附にて処理しており、寄附に対する補助や助成及び建築制限などは、設けておりません。
20	稲沢市	当市においても隅切りが確保されていない交差点は数多くあり、地域からの要望がある場合には必要に応じて対応しておりますが、基本的には寄付でお願いしている状況です。また、奨励金や補助金、建築制限などによる取り組みは特に行っていない状況であり、今後も予定しておりません。
21	新城市	隅切り用地は寄付をお願いしていますが、奨励金、助成金、補助金などの制度はありません。
22	東海市	隅切り用地に対しては、取得基準を設けて、用地買収を進めております。
23	大府市	隅切用地の取得方法は豊田市と同様。用地取得に伴う測量・登記費用を市が負担している。その他の取り組みは行っていない。
24	知多市	隅切りについては、 ①地区要望で本人の同意があれば、買収をしている。買収単価は、その土地の固定資産税評価額から算定 ②狭あい道路については、協力依頼程度で、特に対策なし。
25	知立市	当市においても、在部の住宅密集地では同様な状況となっており、とても苦慮しています。隅切り用地の寄付に対する奨励金の交付、支障物件の除却に対する助成金や補助金の交付、隅切り部分の建築制限については、実施していません。 また、要綱には、隅切り用地を買い取ることができる規定はありますが、買い取りの事例はないようです。
26	尾張旭市	隅切用地については、これまで買収か寄附により取得していますが、道路後退用地に比べ用地の提供に協力いただくという考え方から買収により多くを取得しています。 隅切用地に対しては取得等の決まりがなく、境界確認申請及び開発事前協議などの際に用地確保及び提供の意向を確認しているため、どうしても後手に回ることが多く、本市も協力いただけないことが多く見受けられます。 現在、狭あい道路拡幅整備事業実施に向け、隅切部分の対応についても検討しています。

市 名		各　市　の　状　況
27	高浜市	10年前以前は買い取っていましたが、近年は財政上取得をしていません。寄付は受け取りますが、角切の寄付はほとんどありません。
28	岩倉市	当市も議案提出市と同様です。
29	豊明市	・ 本市も豊田市さんと同様で、後退道路に併せて隅切り用地の寄付のお願いしているのが現状です。 「豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱」
30	日進市	本市でも同様で狭あい道路の拡幅用地に合わせて隅切り部の寄付をお願いしているのみで、それ以外の取組等は行っていません。
31	田原市	隅切り用地については、道路改良工事の中では同時に設置しております。又、狭隘道路解消事業の中では道路用地として後退用地と隅切り用地を買収、寄付していただいております。
32	愛西市	寄付もしくは、用地買収の対応です。よって、助成金や補助金の交付、隅切り部分の建築確認制限はしていないのが現状です。
33	清須市	清須市でも、市道の交差点改良事業等で隅切り用地を買収して確保することもありますが、大半が狭あい道路の拡幅用地に合わせて寄付および無償借地をお願いしているのが実状です。 取組状況については、助成金や補助金の交付等はございませんが、借地部分については固定資産税の減免の措置を行っています。
34	北名古屋市	寄付等で受けることはあったが、補助等の制度はない。
35	弥富市	平成２２年度より弥富市狭あい道路整備に関する要綱を定め、隅切り用地及び後退用地について寄付の申出のあった土地に対して奨励金を、また塀、門、生垣等を除去する場合には助成金を交付しております。
36	みよし市	市道の交差点改良工事であれば、道路構造上必要であれば買収を前提で考えております。 里道（狭隘道路）については、地区要望等により工事は実施します。用地（寄附）と工事費の一部は、地元負担となります。
37	あま市	住宅建築に伴う道路後退線部分や井領（各地区が地権者より道路等として借地している箇所）の寄付をお願いしている。 寄付に対する奨励金の交付、支障物件の除却に対する助成金や補助金はなし。隅切部分の建築制限についても制度なしです。
38	長久手市	本市では、狭あい道路の解消のため、「長久手市建築行為に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱」制定し平成２４年９月１日から施行しております。その中で、後退用地の確保に合わせて隅切り用地についても、住民の皆様にご協力をお願いしております。買い取り単価につきましては、後退用地については、固定資産税路線価の２割に対して、隅切り用地につきましては、固定資産税路線価にて買い取りさせていただいております。なお、助成金や補助金といった制度は、本市ではありません。